代議員選挙等に関する規程

平成２２年　７月２１日制定
平成２３年　４月　１日改正
２０２１年１１月１０日改正

（目的）

第1条　この規程は、公益社団法人日本証券アナリスト協会（以下、「本会」という。）の定款第17条の規定に基づき、本会の代議員選任の運営等に関し、必要な事項を定める。

（代議員選挙の実施等）

第2条　定款第15条第3項に定める代議員選挙を行う場合、理事会の決定に基づき、本会に選挙の執行管理を担う日本証券アナリスト協会選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）をその都度設置する。

選挙管理委員会は、次に掲げる基準により代議員選挙等を実施する。

（1）　定款第15条第1項第1号および第2号に定める範囲内の数値を代議員定数（以下、「定数」という。）とし、定数の算出において端数が出るときは端数切捨てとする。

（2）　定数を算出するための基準となる個人会員および法人会員総数は、代議員選挙の執行管理を行う選挙管理委員会が設置された日の前後1か月以内で委員会が指定する日の登録会員総数とする（会員の権利停止処分中の者は除く）。また、同登録会員をもって代議員選挙実施時の選挙人および被選挙人とする。

（3）　立候補募集期間を定め、個人会員および法人会員の中から立候補者を受け付ける。

（4）　個人会員および法人会員別の立候補者（以下、「会員別立候補者」という。）が、立候補募集期間内に、各会員別の定数に納まるときは、当該会員別立候補者のすべてを無投票当選とする。

（5）　立候補募集期間内に、会員別立候補者が各会員別の定数を上回るときは、当該会員別立候補者の全員を対象とした代議員選任のための投票を実施する。

（6）　立候補募集期間内に、会員別立候補者が各会員別の定数を下回るときは、当該会員別立候補者の追加募集を行ったうえで、前各2号の規定に従って、代議員を選任する。

（7）　立候補申請書の提出および代議員選挙の投票は郵送または電子メールで行い、期日最終日の到着日付で締切るものとする。

（代議員選挙立候補者の資格等）

第3条　前条第2号の登録会員のうち、定款第15条4項に定める代議員選挙に立候補する者の資格は以下のとおりとする。

（1）　立候補者は立候補申請時に所定の年会費を完納していること。

（2）　個人会員の立候補には、他の個人会員又は法人会員2名の推薦を得ること。推薦は立候補者1名限りとし、重複は認めない。また、立候補者は他の候補者の推薦人にはなれない。法人会員の立候補には推薦を要しない。

2　立候補者は、選挙管理委員会が定める所定の期日までに別に定める立候補申請書により、選挙管理委員会宛て郵送または電子メールに添付して送信しなければならない。立候補申請書は、本会ウェブサイト等に公示する書式様式を使用する。

3　立候補申請書に記載された情報に関しては、立候補者名簿及び当選者（代議員）名簿公示の際に使用することがある。

（選挙管理委員会の任務）

第4条　選挙管理委員会は、次に掲げる任務を行う。

（1）　代議員選挙を公正かつ厳正に行うための執行管理を行うこと。

（2）　代議員選挙が円滑に行われるための選挙実施計画を作成すること。

（3）　代議員選挙実施時の定数および選挙人・被選挙人を確定し、立候補募集期間を含む立候補募集要項の決定と公示を行うこと。

（4）　第2条第5号に定める代議員選任投票を行う場合、投票期間を含む選挙実施要項の決定と公示を行うこと。

（5）　無投票当選を含む当選者を決定し、理事会に報告するとともに、当選者への通知と選挙結果の公示を行うこと。

（6）　その他選挙の実施に関し必要な事項を定めること。

（選挙管理委員会委員）

第5条　選挙管理委員会は、同委員会委員（以下、「委員」という。）3名以上をもって構成する。

2　委員は、個人会員、法人会員代表者および学識経験者のうちから、会長が委嘱する。ただし、理事、監事および代議員立候補者は委員になることができない。

3　委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定に基づく当該代議員確定の日までとし、委員会もその時点で解散する。ただし、再任を妨げない。

4　委員への報酬は支払わない。

（委員長）

第6条　選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって定める。

2　委員長は、会議の議長となり、委員会を総括する。

（委員会の招集）

第7条　選挙管理委員会は、必要に応じて委員長が随時招集する。

2　委員会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。

3　委員会は委員長が必要と認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。

（代議員選挙等実施手続）

第8条　選挙管理委員会は、別に設置する選挙管理委員会事務局をして、代議員選挙の実施に係る事務の円滑な遂行に努めさせるものとする。

2　選挙管理委員会が行う立候補者募集の公示は、本会ウェブサイト、証券アナリストジャーナル誌等の会員向け郵送物等により行う。

3　第2条第5号に定める代議員選任投票を行う場合は、以下のとおり取扱う。

（1）　投票は郵送方式（返信用葉書同封、海外在住者には返信用封筒同封）または電子メール送信方式により実施する。

（2）　選挙管理委員会は、別に定める投票用紙に当該会員別立候補者全員の名簿と選挙実施要項を添えて、全選挙人に郵送または電子メールより通知する。

（3）　投票用紙は、郵送または電子メール送信方式により回収し、選挙人の信任投票形式を採る。信任投票の方式は別に定める。

（4）　開票は、選挙管理委員会の定める日および場所で行う。

（5）　無効票は、別に定める基準に基づき、選挙管理委員会が決定する。

（6）　開票の結果、信任得票数の多い順に定数を満たすまでの者を当選人とする。定数に達する順位の者が複数のときは、選挙管理委員会委員長が抽選で決定する。

（7）　開票の結果、立候補者の不信任から定数に達しない場合は、第2条の規定に基づき代議員の選任手続きを執り行う。

4　選挙管理委員会が行う選挙結果および当選者の公示は、本会ウェブサイト、証券アナリストジャーナル誌等により行う。なお、当選者名簿は、これを代議員名簿として協会ウェブサイト等に公示する。

（理事会への報告）

第9条　選挙管理委員会は、代議員選挙により、無投票当選を含む当選者が決定した場合、公示前の段階において、速やかにその結果を会長および理事会に報告する。その他、委員会が必要と認めた場合も、随時会長および理事会に報告する。

（補充代議員の選挙の実施）

第10条　理事会の決定により、定款第15条の2第7項に定める補充代議員の選挙を実施する場合は、新たに選挙管理委員会を設置し、本規程及び別に定める細則の規定に基づき選挙を実施する。

（改廃）

第11条　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平成22年7月21日から施行する。

附則（平成23年4月1日改正）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（2021年11月10日改正）

第2条第7号、第3条第2項、第8条第2項、同条第3項第1号、第2号、第3号及び同条第4項の改正規定は、2021年11月10日から施行する。